

「鳥取県文化財保護審議会 文化遺産活性部会」委員応募要項

1 趣旨

文化財について御理解いただき、文化財の保存と活用について考え、地域の活性化等、文化財を活かした取り組みについての意見をいただける鳥取県文化財保護審議会の委員を募集します。

2 募集内容

- (1) 募集人数 1名
- (2) 任期 2年（令和8年3月1日から令和10年2月29日）
- (3) 業務内容 鳥取県文化財保護審議会で文化財の重要案件について審議いただくほか、文化遺産活性部会に所属していただき、文化財の保存と活用について考え、地域の活性化等、文化財を活かした取り組みについて検討していただきます。
- (4) 応募資格 鳥取県在住の方で、次のすべての要件を満たすこと
- ア 文化財の保存と活用に関心がある方。
 - イ 多様な文化財を活かした地域の活性化について、具体的かつ現実的な提案ができる方。
 - ウ 令和8年3月1日現在で、満18歳以上である方。
 - エ 委員任命時に鳥取県の設置する他の附属機関の委員に就任していない又は就任の予定のない方。
 - オ 審議会及び部会に出席（平日開催を基本とします。）できる方。
 - カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方。
 - キ 国会議員、県議会議員、市長村長、市町村議会議員及び県職員でない方。
- (5) 応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、応募先に提出してください。
- (6) 応募先
- 鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課
〒680-8570（※県庁の住所の記載は不要です。）
- 電話 0857-26-7525
- ファクシミリ 0857-26-8128
- 電子メール bunkazai@pref.tottori.lg.jp
- (7) 応募期限 令和7年12月11日（木）午後5時必着
- (8) その他
- ア 応募書類は返却いたしません。
 - イ 提出された書類は委員の選考のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

3 選考方法等

- (1) 1次審査 提出された応募書類を審査します。
- (2) 2次審査 1次審査で選考された方に面接を行い決定します。
 - ※ 2次審査の日程は、1次審査で選考された方に別途連絡します。
 - ※ 選考結果は、応募された方全員に、郵送でお知らせします。

4 鳥取県文化財保護審議会の概要

(1) 内容

文化財の重要事項についての調査審議を行う。公募で決定した委員は、文化遺産活性部会に所属し、文化財を活かした取り組みについて検討する。

- (2) 構成 23名以内
 - 6部会で構成（文化遺産活性部会、美術工芸部会、建造物部会、史跡・埋蔵文化財部会、名勝・天然記念物部会、無形・民俗文化財部会）

(3) 審議会等の開催

- ア 開催回数 審議会は初年度3回、次年度2回実施。
部会は年2～5回程度実施。
- イ 開催の時間帯 審議会は1回あたり2～6時間（審査案件により異なります。）。
部会は1回あたり2時間程度。
- ウ 開催場所 鳥取県内を基本とする。

(4) その他

- ア 委員報酬 審議会等に出席の際は、県の規定により報酬、交通費を支給します。
- イ 氏名等の公表 委員に就任された場合は、氏名等が公表されます。